

令和8年度事業計画

実施月	法 人		施設運営							地域交流スペース（よつぱルーム） その他の活動	地域包括支援センター多治米	
	本部運営	施設管理 BCP 消防訓練等	入居者・利用者		職 員							実習生受入
			行事・地域交流	健康管理	健康管理	地域・職員間交流等	委員会等	施設内研修				
全ての行事について感染症の蔓延状況で変動する。												
4月		BCP地震対応訓練	ドライブ（花見）・散歩		定期健康診断（全職員） 腰痛検査（介護・看護職員）	集会所清掃（地域交流）	・栄養指導委員会・給食委員会 ・自立支援委員会 ・感染防止委員会 ・身体拘束廃止委員会 ・生産性向上委員会	・新入職員研修（中途職員研修） ・身体拘束適正のための研修 ・事故防止研修 ・施設方針・事業計画研修 ・倫理・法令遵守研修 ・個人情報保護研修		おしゃべり体操教室（毎週金曜日） 多西かふえ	おしゃべり体操教室 学区内交流館、民生児童委員協議会等への参加 研修 多西かふえ	
5月	内部監査（監事による）	大掃除（床ワックス） BCP水害対応訓練	端午の節句 母の日			五本松町内会清掃除（地域交流）	・運営推進会議 ・虐待防止委員会 ・栄養指導委員会 ・自立支援委員会	・食中毒の予防及び蔓延の防止に関する研修（細菌性感染症等） ・施設方針・事業計画研修・倫理・法令遵守研修		おしゃべり体操教室（毎週金曜日） 多西かふえ	おしゃべり体操教室 研修 学区内交流館、民生児童委員協議会等への参加	
6月	理事会 ・令和7年度決算審議 評議員会 ・令和7年度決算審議	水害避難訓練	父の日				・身体拘束廃止委員会 ・自立支援委員会 ・感染防止委員会 ・栄養指導委員会・給食委員会 ・生産性向上委員会	・介護予防及び要介護度進行予防に関する研修 ・感染予防研修（手洗い） ・BLS（一次救命救急）		おしゃべり体操教室（毎週金曜日） 暮らしの保健室高架下イベント 多西かふえ	おしゃべり体操教室 介護予防教室 学区内交流館、民生児童委員協議会等への参加	
7月		特定建築物等定期調査	夏祭り				・虐待防止委員会 ・栄養指導委員会 ・自立支援委員会 ・生産性向上委員会	・新入職員研修（中途職員研修） ・安全衛生研修（救急対応研修）夜間対応 ・身体拘束の排除のための取組みに関する研修 ・高齢者虐待防止研修	尾道福祉専門学校実習実習	おしゃべり体操教室（毎週金曜日） 暮らしの保健室・スナック五本松 多西かふえ	おしゃべり体操教室 学区内交流館、民生児童委員協議会等への参加 介護予防教室	
8月			花火鑑賞				・身体拘束廃止委員会 ・自立支援委員会 ・栄養指導委員会 ・生産性向上委員会 ・運営推進会議	・褥瘡予防に関する研修 ・安全衛生研修（腰痛予防） ・BLS（一次救命救急）	尾道福祉専門学校実習実習	おしゃべり体操教室（毎週金曜日） 多西かふえ	おしゃべり体操教室 介護予防教室 認知症予防教室	
9月		消防設備点検（総合点検） 受水槽清掃及び水質検査 浴槽内レジオネラ菌菌・大腸菌群検査 消防訓練	敬老会				・虐待防止委員会 ・栄養指導委員会 ・自立支援委員会 ・感染防止委員会	・新入職員研修（中途職員研修） ・安全衛生研修（救急対応研修）日中想定	尾道福祉専門学校実習実習	おしゃべり体操教室（毎週金曜日） 多西かふえ 暮らしの保健室・スナック五本松	おしゃべり体操教室 学区内交流館、民生児童委員協議会等への参加 介護予防教室 認知症予防教室	
10月		BCP感染対応訓練	ハロウィンカフェ	結核予防健診	定期健康診断 （夜勤対応介護職員・新入職員） 腰痛検査（介護・看護職員）	・秋祭り（地域交流）	・身体拘束廃止委員会 ・自立支援委員会 ・感染防止委員会 ・栄養指導委員会 ・生産性向上委員会 ・運営推進会議	・感染対応シュミレーション研修 ・事故の発生等緊急時の対応に関する研修 ・認知症及び認知症ケアに関する研修	尾道福祉専門学校実習実習	おしゃべり体操教室（毎週金曜日） 多西かふえ	おしゃべり体操教室 学区内交流館、民生児童委員協議会等への参加 介護予防教室 認知症予防教室	
11月	理事会 評議員会	感染症対応訓練（ノロ）	スポーツ、芸術、食敬の秋行事	インフルエンザ予防接種 新型コロナウイルスワクチン予防接種	インフルエンザ予防接種 新型コロナウイルスワクチン予防接種	防災イベント（地域交流）	・虐待防止委員会 ・栄養指導委員会 ・自立支援委員会 ・感染防止委員会 ・生産性向上委員会	・安全衛生研修（腰痛予防） ・身体拘束の排除のための取組みに関する研修（虐待防止研修） ・感染症の予防及び蔓延防止に関する研修 ・ターミナルケア（看取り）研修		おしゃべり体操教室（毎週金曜日） 多西かふえ 暮らしの保健室・スナック五本松 暮らしの保健室高架下イベント	おしゃべり体操教室 学区内交流館、民生児童委員協議会等への参加 介護予防教室 認知症予防教室	
12月	社福忘年会（役員・職員交	大掃除（床ワックス・窓拭き）	クリスマス行事 紅白歌合戦 餅つき（地域・家族交流）			地域夜警（地域交流） 集会所清掃（地域交流） 社福忘年会（役員・職員交流）	・身体拘束廃止委員会 ・自立支援委員会 ・感染防止委員会 ・栄養指導委員会 ・運営推進会議	・身体拘束の排除のための取組みに関する研修 ・高齢者虐待防止研修		おしゃべり体操教室（毎週金曜日） 多西かふえ	おしゃべり体操教室 介護予防教室 認知症予防教室 学区内交流館、民生児童委員協議会等への参加	
1月			初詣、散歩、ドライブ			とんど（地域交流）	・虐待防止委員会 ・栄養指導委員会 ・自立支援委員会 ・感染防止委員会 ・生産性向上委員会	・新入職員研修（中途職員研修）		おしゃべり体操教室（毎週金曜日） 多西かふえ 暮らしの保健室・スナック五本松	おしゃべり体操教室 学区内交流館、民生児童委員協議会等への参加 介護予防教室 認知症予防教室	
2月		BCP地震・津波対応訓練	節分行事		ストレスチェック（全職員）		・身体拘束廃止委員会 ・自立支援委員会 ・栄養指導委員会 ・感染防止委員会 ・運営推進会議	・高次脳機能障害に関する研修 ・薬の勉強会（ファーマシー薬局） ・精神的ケアに関する研修（心のケア） ・事故の発生等緊急時の対応に関する研修		おしゃべり体操教室（毎週金曜日） 多西かふえ	おしゃべり体操教室 学区内交流館、民生児童委員協議会等への参加 介護予防教室 認知症予防教室	
3月	理事会 ・令和9年度予算・事業計画審議 評議員会 ・令和9年度予算・事業計画審議	消防設備点検（機器点検） 消防訓練（放水訓練含）	花見、散歩、ドライブ				・虐待防止委員会 ・栄養指導委員会・給食委員会 ・自立支援委員会 ・感染防止委員会 ・生産性向上委員会	・安全衛生研修		おしゃべり体操教室（毎週金曜日） 多西かふえ 暮らしの保健室・スナック五本松 暮らしの保健室高架下イベント	おしゃべり体操教室 学区内交流館、民生児童委員協議会等への参加 介護予防教室 認知症予防教室	
1回／月		電気設備点検 昇降設備点検 病原性大腸（O157）検査（調理員） 害虫及び鼠類駆除 毎月1日は非常時171訓練	おやつレクリエーション				・部門リーダー会議 ・サブリーダーMTG ・デイ・ショート会議 ・安全衛生委員会 ・防災委員会 ・事故防止委員会 ・企画委員会 ・研修委員会				多治米・川口・川口東学区民生児童委員定例会議 地域包括支援センター会議	
1回／週							経営・運営会議					
毎日		水道水残留塩素検査 浴槽内塩素濃度測定（使用前）									介護予防支援・プラン作成	
随時				定期健康診断（1回/月）	採用時健康診断		入所判定委員会 サービス担当者会議・カンファレンス （ケアプラン・栄養計画・個別機能訓練計画）	・BLS研修 ・夜間緊急時対応研修 ・接遇コミュニケーション研修 ・アンガーマネジメント研修 ・ポジショニング・シーティング研修 ・誤嚥性肺炎予防・食事研修 ・介護保険制度研修 ・介護技術等OJT ・中途職員研修			地域密着型特別養護老人ホーム五本松の家で開催される研修会は随時参加 必要時、法人内行事へ参加	

令和 8 年度事業計画

施設外研修		資格取得支援等研修
介護・看護職員資質向上に係る研修	その他職員資質向上に係る研修	
社会福祉施設採用内定者研修《社福研》	特定給食施設研究会	介護職員初任者研修
キャリアパス支援研修（OFF-JT）《シルバー》	老人福祉施設連盟関係	介護職員実務者研修
サービス中の事故防止等のリスクマネジメント	全国老人福祉施設協議会施設長研修（1回／年）	介護支援専門員実務研修
認知症の人の生活環境作りと地域資源の理解とケア活動	中国地区老人福祉施設連盟施設長研修（1回／年）	介護支援専門員更新研修
認知症高齢者の理解（医学知識より）	広島県老人福祉施設連盟施設長研修（3回／年）	ユニットリーダー研修
身体拘束によらないケアの実施	広島県老人福祉施設連盟福山ブロック施設長会（2回／年）	認知症実践リーダー研修
介護職・看護職と共同して行う看取り支援	広島県老人福祉施設福山ブロック研究発表	認知症実践基礎研修
ターミナルケアにおける介護職の役割	広島県老人福祉施設研究発表会（1回／年）	認知症ケア専門士研修
腰痛予防・改善のために知っておきたい知識	中国地区老人福祉施設研究発表会（1回／年）	社会福祉士養成課程
介護に役立つ経営職・下職等の理解と...リハビリテーション	全国老人福祉施設研究発表（1回／年）	福祉施設指導者研修
介護職員に必要な医療知識	福山市老人福祉施設連絡協議会（2回／年）	福祉施設指導者研修（1、2号）
介護中に緊急事態が発生した時の対処方法	社会福祉法人理事・評議員・監事研修《社福研》	アセッサー
施設における感染防止対策・感染管理	社会福祉法人会計、労務事務関係研修《社福研》	介護福祉士実習指導者研修
クレーム対応研修《社福研》	労働衛生研修《労安協》	社会福祉士実習指導者研修
アンガーマネジメント研修《社福研》		
感染予防研修《社福研》		
社会福祉施設看護職員研修《社福研》		
社会福祉施設防災安全研修（施設）《社福研》		
社会福祉施設防災安全研修（通所）《社福研》		

★ 職員の資質向上のため個人資格取得に係る研修への参加を支援並びに介護職員等の処遇（賃金）改善を図る。

1 資格取得への支援

資格名等	特別休暇の 取り扱い	研修参加費	旅費の支給		
		法人負担	自己負担	法人負担	自己負担
資格取得支援等研修					
介護職員初任者研修	○		○		○
介護職員実務者研修	○		○		○
介護支援専門員実務研修	○		○		○
介護支援専門員更新研修	○		○		○
ユニットリーダー研修		○		○	
認知症実践リーダー研修		○		○	
認知症実践基礎研修		○		○	
認知症ケア専門士研修	○		○		○
社会福祉士養成課程	○		○		○
福祉施設指導者研修		○		○	
福祉施設指導者研修（1、2号）		○		○	
アセッサー	○		○		○
（介護プロフェッショナルキャリア段位制度）					
介護福祉士国家試験	○		○		○
社会福祉士国家試験	○		○		○
介護支援専門員試験	○		○		○
認知症ケア専門士試験	○		○		○
介護福祉士実習指導者研修		○		○	
社会福祉士実習指導者研修		○		○	

※ 特別休暇の取扱い、各研修ごと最長3日を限度とする。（事前に申請）

2 処遇（賃金）の改善

a. 職員処遇改善手当（1）

法人全職員を対象とし毎月支給する。

介護に従事する職員の内介護福祉士資格を有する職員の支給は1.2を乗じて得た額を支給する。

b. 職員処遇改善手当て（2）

介護職員等特定処遇改善加算の職員への支給は、6月及び12月に介護職員等特定処遇改善手当として支給し介護職員等の待遇改善を図る

6月支給前年度10月～3月までの加算額分

12月支給当年度4月～9月までの加算額分

支給における職種区分の基準

① 経験・技能のある介護士..... 10年以上介護士として勤務経験（他施設での介護経験を含む）を有し、且つ、介護福祉士である介護士

② ②の他の介護士 介護士としての勤務経験が10年以内の介護士、並びに介護福祉士ではない介護士

③ ③の他の職員 施設長、事務員、生活相談員、介護支援専門員、機能訓練指導員、看護職員、デイ管理者、管理栄養士、調理員、地域包括支援センター職員

職種区分への支給総額の充当割合

① 経験・技能のある介護士 4（②の倍以上）

② ②の他の介護士 2（③の倍以上）

③ ③の他の職員 1

※実情に応じて、①について必ずしも②の倍数としないことがある。

職員配置													
事業区分	ユニット名	入居定員	医師	施設長	管理者	生活相談員	介護支援専門員	看護職員	介護職員	機能訓練指導員	管理栄養士	調理員	事務員
特 養	どんぐり	10人											
	たけのこ	9人											
	しらゆり	10人											
	計	29人	0.1人（0.1人）	1人			1人	2.45人（1.45人）	16.01人（1.01人）	1.4人（1.4人）	1人	4.55人（0.55人）	2人
短 期	はやぶさ	10人											
	あしだ	10人											
	計	20人											
	計	25人			1人	1人		1人	9.53人（2.53人）				
デイサービス			0.1人（0.1人）	1人	1人	2人	1人	3.45人（1.45人）	29.94人（2.94人）	1.4人（1.4人）	1人	4.55人（0.55人）	2人
兼 務			0.1人（0.1人）	1人		2人			1.4人（1.4人）		1人	4.55人（0.55人）	2人

※（ ）内は非常勤職員
※介護職員、看護職員の配置数 2：1以上 ※特養 1．57人：1人 ※短期 1．89人：1人 ※デイ（15人利用者に1人の介護士、端数5人を増すごとに1人の介護士を配置 6.25人：1人

地域包括支援センター配置職員

職種	配置数	担当地域対象人数	事業内容	
		地域区分	区分	回数等
①保健師	1人	多治米	65歳人数 2,300人	地域支援の総合相談
②主任介護支援専門員	1人	川口	2,626人	虐待防止などの権利擁護事業
③社会福祉士	1人	東川口	1,287人	介護予防ケアマネジメント
①～③職種の内	1人			配置職員1人当たり月35回
介護支援専門員	2人			包括的・継続定ケアマネジメント
事務員	0.8人（0.8人）	計	6,213人	認知症ケア向上事業 12回 一般介護予防教室 24回

介護報酬体制加算（職員配置等による）の算定と利用率目標

事業区分	利用人員目標数	体制加算等							令和6年5月迄				令和6年6月以降	
	開設日数	利用定員	利用率	年間延利用者数	看護体制加算	日常生活継続支援加算	サービス提供体制強化加算	夜勤職員配置加算	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等処遇改善ベースアップ加算	介護職員処遇改善支援補助金	介護職員処遇改善支援補助金	
特 養	365日	29人	100%	10,564人	(Ⅰ)イ・(Ⅱ)イ	(Ⅱ)		(Ⅱ)	(Ⅰ)ア8.3%	(Ⅰ)2.7%	1.6%	0.90%	14%	
短 期	365日	20人	79%	5,731人	(Ⅲ)イ・(Ⅳ)イ		Ⅰ	(Ⅱ)	(Ⅰ)ア8.3%	(Ⅰ)2.7%	1.6%	0.90%	14%	
デ イ	300日	25人	74%	5,513人					(Ⅰ)ア8.3%	(Ⅱ)1.0%	1.1%	0.70%	9%	

看護体制加算（Ⅰ）イ 12単位（特養）	ユニット型で常勤の看護師を1名以上配置していること
看護体制加算（Ⅱ）イ 23単位（特養）	ユニット型で看護職員を常勤換算法で2名以上配置していること
看護体制加算（Ⅲ）イ 12単位（短期）	定員29名以下、要介護3、4、5である者が70%以上であること。又、常勤の看護師1名以上配置している事。
看護体制加算（Ⅳ）イ 23単位（短期）	（Ⅲ）イの条件に加えて、訪問看護ステーションの看護職員との連携により24時間連絡できる体制を確保していること。
日常生活継続支援加算（Ⅱ）46単位（特養）	ユニット型で①算定月前の6ヶ月又は12ヶ月間の新規入所者の要介護4、5の占める割合が70%以上の場合、 ②算定月前の6ヶ月又は12ヶ月間の新規入所者が日常生活に支障のある認知症である者が65%以上の場合 ③たん吸引等が必要な者の占める割合が15%以上の場合 ①、②、③の何れかに該当する場合
サービス提供強化加算（Ⅰ）22単位（短期）	介護職員の総数の内介護福祉士の占める割合が80%以上
サービス提供強化加算（Ⅱ）12単位（デイ）	介護職員の総数の内介護福祉士の占める割合が50%以上
夜勤職員配置加算（Ⅱ）46単位（特養）18単位（短期）	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準を1以上上回っている場合、※夜勤帯（午後10時～翌日午前5時までの時間を含めた連続16時間）基準配置3人、4人以上配置で算定可
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（特養・短期）	14%厚生労働大臣が定める基準を満たしていること（介護・看護配置職員配置の欠如、入所者が入所定員を超える場合等に該当、しないこと） キャリアパス要件・職場環境等の要件を満たしていること。
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（デイ）	8.20%特養サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ又は、日常生活継続加算、短期サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定しキャリアパス要件・職場環境等の要件を満たし

介護サービスの質の評価と科学的介護の取組をするためLIFEへのデータ提出を行う。